

■補助事業の手続きの流れ



① 事前相談（あれば）

設置・交換前にお電話または役場窓口（総務課）へご相談ください。

② 申請書の提出

次の添付書類を揃えて提出（または電子申請）してください。

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 見積書の写し（明細が分かるもの）
3. 現況写真



【申請用】
電子申請は
こちらから

③ 交付決定

町から、補助金の交付が決定したことを申請者あてに書面またはメールで通知します。
決定通知書が届いてから設置・交換をしてください。

④ 工事の実施

交付決定後、変更の必要が生じた場合は、変更申請書類を提出してください。

⑤ 実績報告書の提出

設置・交換が終了したら、速やかに実績報告書類を提出してください。

1. 実績報告書（様式第5号）
2. 設置・交換後の写真
3. 領収書等の写し
4. その他町長が必要と認めた書類



【実績報告用】
電子申請は
こちらから

⑥ 額の確定通知

補助金額の確定通知書を申請者あてに通知します。

⑦ 交付請求書の提出

補助金請求書（様式第7号）を提出してください。

⑧ 補助金の支払



【請求用】
電子申請は
こちらから



お問い合わせ先
日高川町役場 総務課
TEL 22-1700